

避難確保計画・浸水防止計画

平成27年4月1日 作成

施設名：四日市地下駐車場

「避難確保計画・浸水防止計画」目次

1. 目的及びその適用範囲	3
1－1 計画の目的	3
1－2 計画の適用範囲	3
2. 洪水時の防災体制に関する事項	3
2－1 水害対策本部の構成（資料1）	3
2－2 任務内容	3
2－3 情報の収集・伝達（資料1）	4
2－4 警戒活動	4
3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項	6
3－1 避難誘導の時期	6
3－2 避難先・避難経路（資料2）	6
3－3 避難誘導時の留意点	6
3－4 避難情報の伝達（資料3）	6
4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	7
4－1 情報伝達施設の整備	7
4－2 水防資器材の整備・点検	7
4－3 浸水防止計画（資料4）	7
5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	9
5－1 防災教育に関する計画	9
5－2 防災教育の実施時期・実施内容等	9
5－3 防災訓練に関する計画	9
5－4 防災訓練の実施時期・実施内容等	9
6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項	9
6－1 計画の報告	9
6－2 計画の公表	9
【添付資料】	
資料1 情報収集・伝達系統図兼水害対策本部組織体系図	10
資料2 避難経路図	11
資料3 避難情報伝達文	12
資料4 風水害対策箇所	13

1. 目的及びその適用範囲

(計画の目的)

- 1-1 この計画は水防法第15条の2第1項に基づき、四日市地下駐車場の洪水時の警戒避難体制に関する事項を定め、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

- 1-2 この計画は、四日市地下駐車場に勤務又は、利用する全てのものに適用する。

2. 洪水時の防災体制に関する事項

(水害対策支部の構成)

- 2-1 地下空間における浸水災害に備え、資料1のとおり水害対策本部を設置する。

(任務内容)

- 2-2 前項により設置した水害対策本部の主な任務内容は下表のとおりとする。

組 織 名 称	任 務 内 容
水害対策本部長	情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導などの判断と指令
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
情報収集・伝達班	・ 四日市市からの避難情報の収受、水害対策本部長への伝達 ・ 気象・河川情報の収集・伝達 ・ 館内放送による情報連絡 ・ 報道機関対応その他広報全般 ・ 休日、夜間の緊急連絡
警戒活動班	・ 動員計画（職員の非常呼び出しを含む） ・ 施設への浸水および漏水防止処置 ・ 水防用資機材の準備 ・ 電気施設、機械施設の点検と処置 ・ 排水溝の点検および地上施設の点検と処置 ・ 被害箇所の応急措置と被害予想箇所の巡回調査 ・ 駐車場の閉鎖 ・ 管理ドア開閉 ・ その他水防活動の実施
避難誘導班	・ 避難開始の伝達 ・ 利用者の誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 残留者の確認
現地対策班	・ 現地対策の総合指揮 ・ 現地状況の情報収集・伝達班への連絡 ・ 応援者などの現地対応

(情報の収集・伝達)

2-3 情報の収集・伝達体制について次のとおり定める。

(1) 情報の収集体制

浸水の危険性を把握するために、気象情報、河川情報、避難情報等について下表のとおり、収集すべき内容、収集の手段を定める。

情 報 の 内 容	収 集 の 手 段
避難情報（避難勧告、避難指示等）	四日市市からのFAX
気象情報 （大雨注意報・警報、洪水注意報・警報） （記録的短時間大雨情報）	テレビ、ラジオ、インターネット 携帯サイト・メールサービス 四日市市からのFAX
河川情報（河川水位情報） （指定河川洪水予報）	インターネット、携帯サイト、 四日市市からのFAX
地上の状況	テレビ、ラジオ、目視確認

<インターネットHP>

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

防災みえ. j p <http://www.bosaimie.jp/index.action>

防災気象情報 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>

(2) 情報の伝達体制

収集した情報から浸水の危険性を感じた時や浸水の予測、避難情報等を入手したときには、資料1により、速やかに情報の伝達を行う。

(警戒活動)

2-4 地下空間への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、次のとおり、状況に応じ、段階的に警戒活動を実施する。

(1) 注意体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
浸水の危険が予想されたとき	水害対策本部長 水害対策副本部長	・水害対策本部を設置 ・本部要員の召集指示 ・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・気象、河川情報の収集・伝達
	警戒活動班	・水防用資機材の点検 ・電気施設・機械施設の点検

(2) 警戒体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
記録的短時間大雨情報の発表 指定河川洪水予報の発表 道路の浸水	水害対策本部長 水害対策副本部長	・本部要員の増員指示 ・警戒活動の検討と指示 ・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・気象・河川情報の収集・伝達 ・要員の召集（休日・夜間含む）
	警戒活動班	・動員計画 ・水防用資機材の準備 ・排水溝・地上施設の点検 ・電気施設・機械施設の防水措置 ・被害予想箇所の巡回調査
	避難誘導班	・避難経路の点検・確認 ・避難誘導用機材の点検 ・利用者の状況把握

(3) 非常体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
道路浸水の拡大 堤防決壊情報の入手 避難勧告（指示）の発令	水害対策本部長 水害対策副本部長	・全員体制の指示 ・営業停止の指示 ・利用者の避難誘導の指示 ・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・館内放送による情報伝達 ・各班への活動指示の伝達 ・報道機関対応その他広報全般
	警戒活動班	・施設への浸水および漏水防止措置 ・管理ドア開閉 ・駐車場の閉鎖 ・被害箇所の応急措置 ・その他、水防活動の実施
	避難誘導班	・避難開始の伝達 ・利用者の避難誘導 ・災害時要援護者の避難補助 ・残留者の確認
	現地対策班	・現地対策の総合指揮 ・現地状況の情報伝達班への連絡 ・応援者などの現地対応

3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

(避難誘導の時期)

3-1 避難誘導は次の事項を判断基準として開始する。

- (1) 四日市市長から「避難勧告」「避難指示」が発令された時
- (2) 局所的豪雨や河川はん濫により、地上部の道路が冠水する等、地下浸水の危険が迫った時

(避難先・避難経路)

3-2 地上に避難するまでの避難経路については、資料2「四日市地下駐車場避難経路図」のとおり避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示する。

(避難誘導時の留意点)

3-3 避難誘導時の留意点を次のとおり定める。

(1) 避難誘導の留意事項

- ア 施設の利用者、関係者等を避難誘導員が避難確保計画で定められた避難先(地上や高層階)へ誘導する。
- イ 避難誘導にあたっては、エレベーター等の昇降機は原則的に使用させない。
- ウ 避難方向や浸水の状況を知らせ、混乱の防止に留意する。

(2) 避難誘導員の留意事項

- ア 携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等の必要資器材を携行し避難誘導にあたる。
- イ エレベーター等の昇降設備の前、階段、行き止まり通路等に配置し、避難者を安全な地点に誘導する。
- ウ 高齢者や障がいのある方等を確認した場合は、施設管理者や利用者の協力を求め、避難の援護をする。
- エ 避難誘導員は最後尾となり、避難が完了したことを確認後退避する。なお、防水扉(防水板)がある場合は閉鎖する。
- オ 利用者や関係者等を走らせないように注意喚起する。
- カ 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。

その他(施設管理者と連携して、避難誘導にあたる)

(避難情報等の伝達)

3-4 周知すべき気象情報や避難勧告等の避難情報を入手した際には、資料3のとおり、館内放送を利用して、利用者及び施設管理者に伝達する。

4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(情報伝達施設の整備)

- 4-1 利用者及び施設管理者に対し、気象情報や避難情報についての情報を伝達するための放送設備を整備する。

(水防資機材の整備・点検)

- 4-2 地下空間への浸水被害を防止・軽減することを目的とした資機材を整備し、定期的に点検を実施する。また、保管場所や使用方法について水害対策本部（自衛水防組織）の構成員等に周知する。

資機材名	仕様	数量	保管場所	設置/更新
雨水ポンプ	125ℓ/分 200V	4	北側雨水槽内	H9年4月
雨水ポンプ	120ℓ/分 200V	4	中央側雨水槽内	H9年4月
雨水ポンプ	145ℓ/分 200V	2	南側雨水槽内	H9年4月
汚水ポンプ	150ℓ/分 200V	2	南側汚水槽内	H9年4月
雑排水ポンプ	100ℓ/分 200V	2	南側雑排水槽内	H9年4月
土嚢	土入り	46	B1及びB2倉庫内	H26年7月
ブルーシート	5.5m×5.5m	2	B1及びB2倉庫内	H26年7月
懐中電灯		1	中央管理室内	
長靴	ゴム製	2	中央管理室内	

(浸水防止計画)

- 4-3 洪水が予想されるときは、下表及び資料4【四日市地下駐車場 風水害対策箇所】のとおり、土嚢等を用いて浸水防止対策を行う。

浸水防止基準	設置箇所	浸水防止対策方法	備考
河川氾濫発生情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板稼働	
	出入口エレベーター(RF)	土嚢・防水板設置	
	出入口エレベーター(B1) 出入口エレベーター(B2)	土嚢設置	
	出入口⑥～⑨	防水板	
河川氾濫警戒情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板準備 道路の状況を監視するとともに、速やかに稼働できるように準備する。	
	出入口エレベーター(RF)	土嚢・防水板準備 道路の状況を監視するとともに、速やかに設置できるように準備する。	

	出入口エレベーター(B1) 出入口エレベーター(B2)	土嚢準備 道路の状況を監視する とともに、速やかに設置 できるように準備する。	
	出入口⑥～⑨	防水板準備 道路の状況を監視する とともに、速やかに設置 できるように準備する。	
大雨特別警報が発表 された場合	河川氾濫発生情報と同様		
その他浸水が予想さ れるとき	河川氾濫警戒情報と同様		

5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

(防災教育に関する計画)

- 5－1 地下浸水時の被害を最小限にするため、水害対策本部（自衛水防組織）の構成員に対し、防災意識の啓発・高揚を図るための防災教育を実施する。

(防災教育の実施時期・実施内容等)

- 5－2 防災教育は、下表のとおり実施する。

対 象 者	目 的	内 容	実施月
新規管理者	水害の理解	水害に関する事項の周知徹底	6 月
全施設管理者	計画の共通認識	避難確保計画の内容の周知徹底	
全施設管理者	計画の習熟	防災体制の周知徹底	
全施設管理者	計画の習熟	浸水予防の周知徹底	

(防災訓練に関する計画)

- 5－3 地下浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を実施する。また、訓練を通して、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて、避難確保計画の是正等を行っていく。

(防災訓練の実施時期・実施内容等)

- 5－4 防災訓練は、下表のとおり実施する。

訓練の内容	具体的な訓練内容	実施月
動員訓練	緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練	6 月
浸水防止訓練	防水扉（防水板）等の設置、土嚢の配置訓練	
情報収集伝達訓練	情報の収集、伝達、場内放送等の訓練	
避難誘導訓練	避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練	

6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項

(計画の報告)

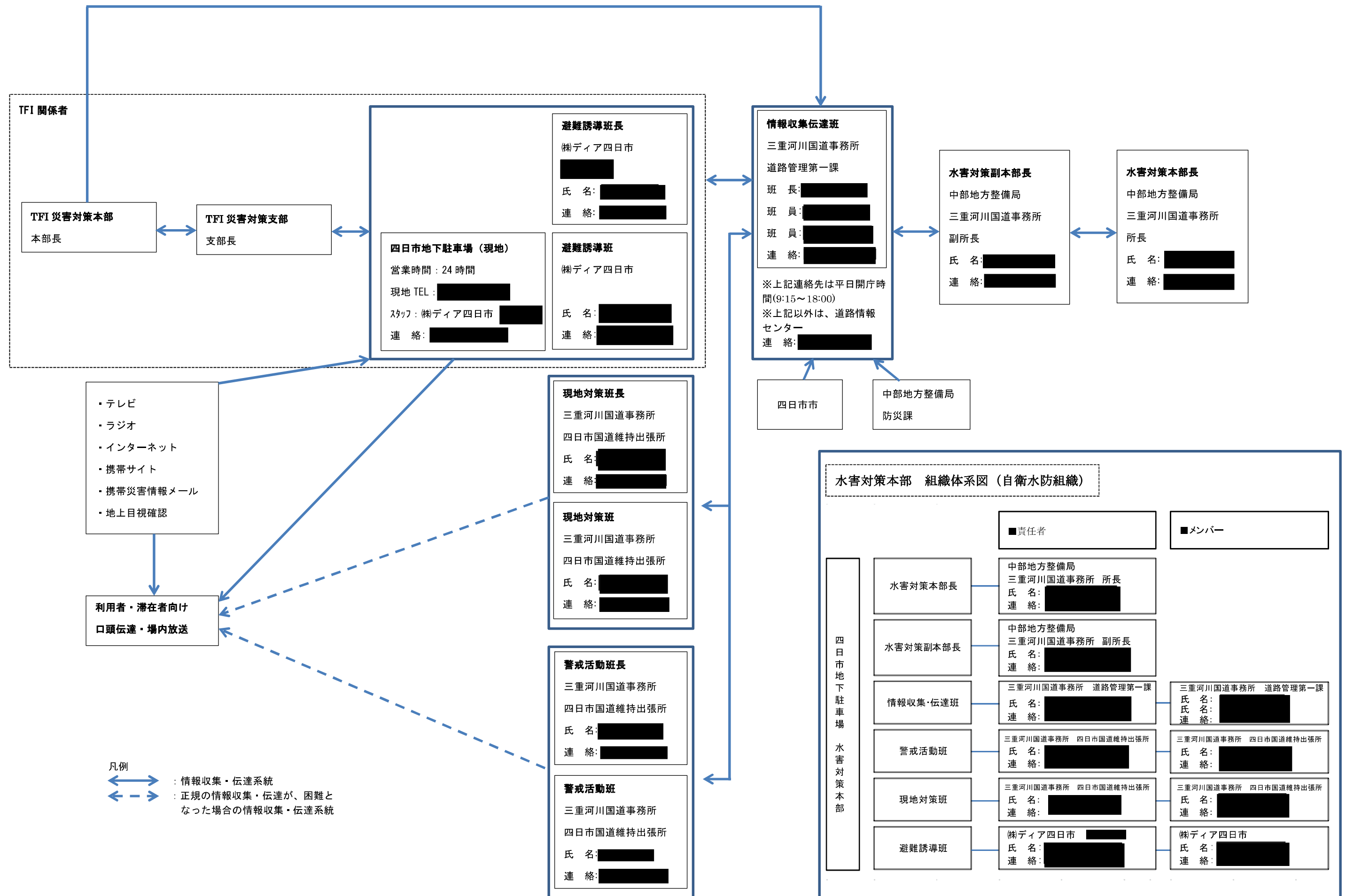
- 6－1 「避難確保計画」を作成した場合には、速やかに四日市市へ報告する。

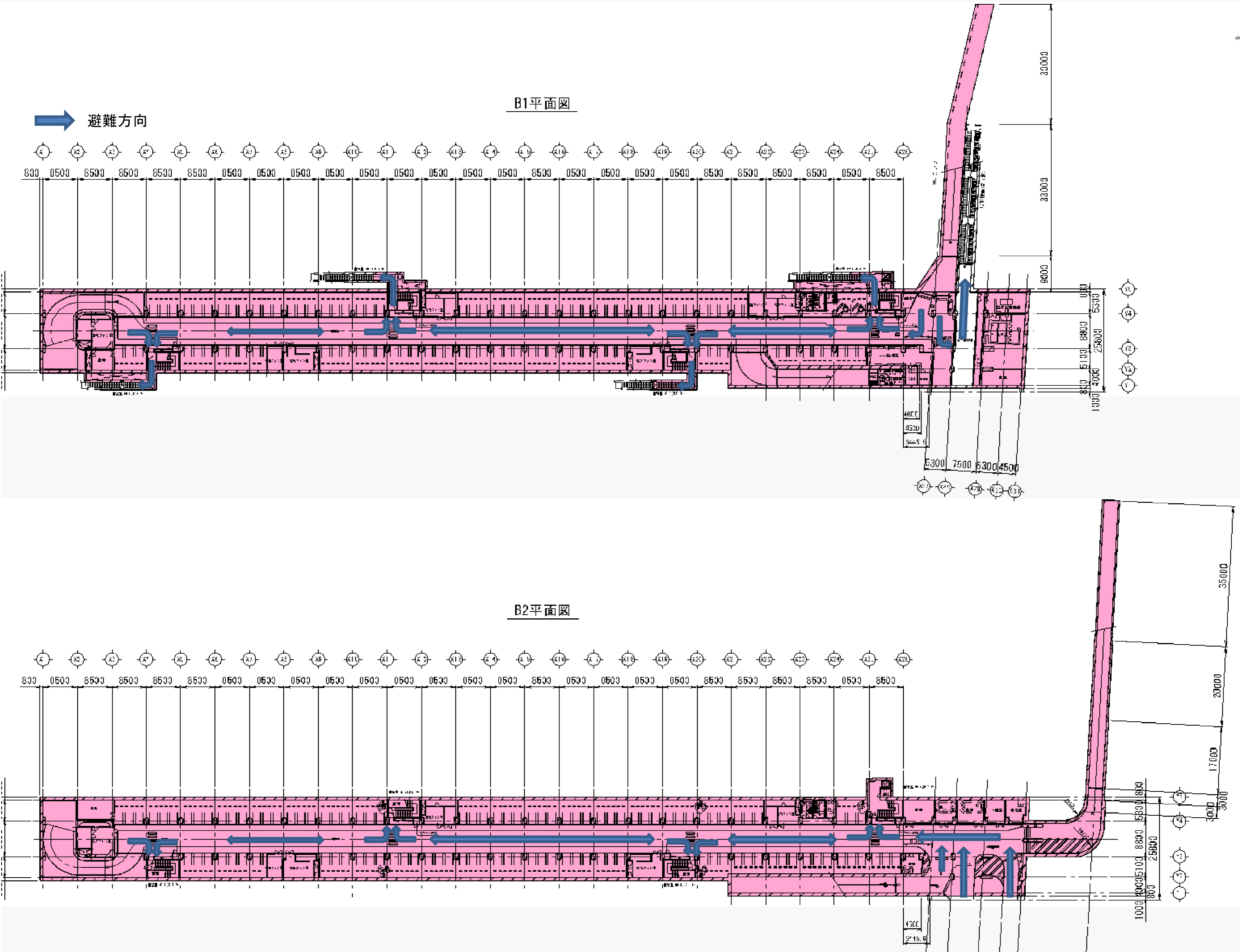
(計画の公表)

- 6－2 作成した計画は、水害対策本部（自衛水防組織）の構成員および利用者に向けて公表する。

公表方法	施設内の歩行者出入口近辺への吊り下げ
------	--------------------

四日市地下駐車場 情報収集・伝達系統図





避難情報伝達文

内容
〈避難勧告等入手の際の放送内容〉 「〈例〉こちらは、四日市地下駐車場です。ただいま四日市市災害対策本部より避難勧告の発令がありました。管理者の指示に従い大至急地下駐車場から避難してください。繰返しお知らせします。 こちらは四日市地下駐車場です。ただいま四日市市災害対策本部より避難勧告の発令がありました。管理者の指示に従い大至急地下駐車場から避難してください。」
上記文に以下の事項を続ける： ※「避難に際しては、エレベータは停止しておりますので、階段により避難してください。」
※「避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり援護が必要な方、および援護が必要な方をお見かけした方は、お近くの駐車場スタッフにご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は避難についてご支援、ご協力をお願いします。」

【四日市地下駐車場】くすの木パーキング

現場は国道1号線の地下(B1F, B2F)になります。

資料4

8番階段(防水板設置)



エレベーター(防水板)



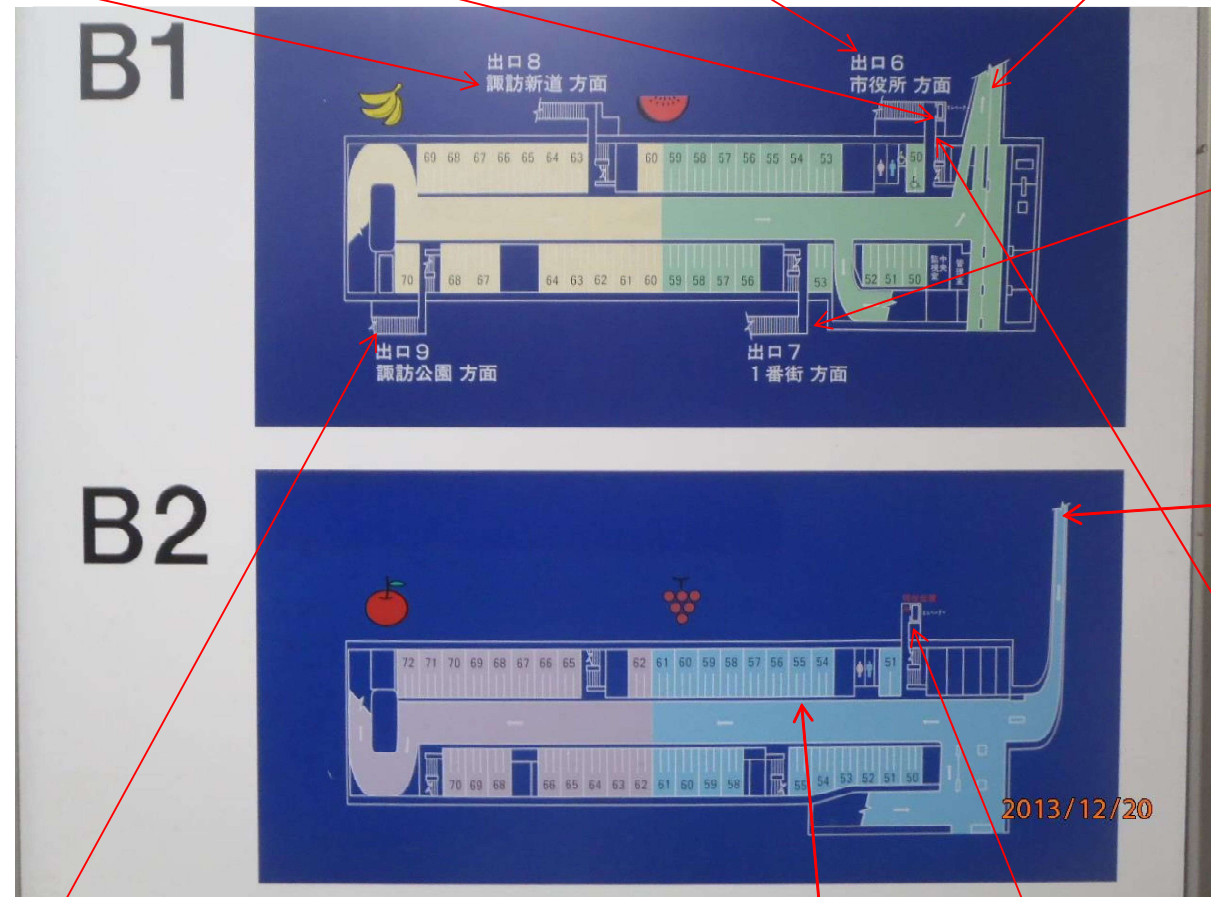
6番階段(防水板設置)



出口(防潮板)



出口監視カメラ



7番階段(防水板設置)



入口(防潮板)



入口監視カメラ



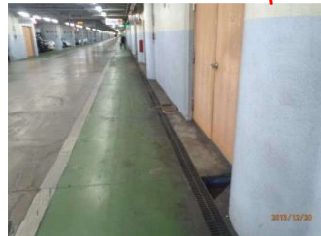
9番階段(防水板設置)



雨水ポンプ設備(6カ所)



排水ルート



土嚢倉庫(地下1階. 2階倉庫)



避難確保計画・浸水防止計画

平成29年7月6日 変更

施設名：くすの木パーキング

(四日市中央通り地下駐車場)

「避難確保計画・浸水防止計画」目次

1. 目的及びその適用範囲	3
1-1 計画の目的	3
1-2 計画の適用範囲	3
2. 洪水時の防災体制に関する事項	3
2-1 水害対策本部の構成（資料1）	3
2-2 任務内容	3
2-3 情報の収集・伝達（資料1）	4
2-4 警戒活動	4
3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項	5
3-1 避難誘導の時期	5
3-2 避難経路（資料2）	5
3-3 避難誘導時の留意点	6
3-4 避難情報の伝達	6
4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	6
4-1 情報伝達施設の整備	6
4-2 水防資機材の整備・点検	6
4-3 浸水防止計画（資料3）	7
5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	7
5-1 防災教育に関する計画	7
5-2 防災教育の実施時期・実施内容等	7
5-3 防災訓練に関する計画	8
5-4 防災訓練の実施時期・実施内容等	8
6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項	8
6-1 計画の報告	8
6-2 計画の公表	8

【添付資料】

- 資料1 情報収集・伝達連絡網
- 資料2 避難経路図
- 資料3 浸水対策箇所

1. 目的及びその適用範囲

(計画の目的)

- 1-1 この計画は水防法第15条の2第1項に基づき、四日市中央通り地下駐車場の洪水時の警戒避難体制に関する事項を定め、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

- 1-2 この計画は、四日市中央通り地下駐車場に勤務又は、利用する全てのものに適用する。

2. 洪水時の防災体制に関する事項

(水害対策本部の構成)

- 2-1 地下空間における浸水災害に備え、資料1のとおり水害対策本部を設置する。

(任務内容)

- 2-2 前項により設置した水害対策本部の主な任務内容は下表のとおりとする。

組 織 名 称	任 務 内 容
水害対策本部長	情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導などの判断と指令
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
情報収集・伝達班	・ 四日市市からの避難情報の收受、水害対策本部長への伝達 ・ 気象・河川情報の収集・伝達 ・ 館内放送による情報連絡 ・ 関係機関対応その他全般
警戒活動班	・ 動員計画（係員の非常呼び出しを含む） ・ 施設への浸水および漏水防止処置 ・ 水防用資機材の準備 ・ 電気施設、機械施設の点検と処置 ・ 排水溝の点検および地上施設の点検と処置 ・ 被害箇所の応急措置と被害予想箇所の巡回調査 ・ その他水防活動の実施
避難誘導班	・ 避難開始の伝達 ・ 利用者の誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 残留者の確認

(情報の収集・伝達)

2-3 情報の収集・伝達体制について次のとおり定める。

(1) 情報の収集体制

浸水の危険性を把握するために、気象情報、河川情報、避難情報等について下表のとおり、収集すべき内容、収集の手段を定める。

情 報 の 内 容	収 集 の 手 段
避難情報（避難勧告、避難指示等）	四日市市からのFAX
気象情報 （大雨注意報・警報、洪水注意報・警報） （記録的短時間大雨情報）	テレビ、ラジオ、インターネット 携帯サイト・メールサービス 四日市市からのFAX
河川情報（河川水位情報） （指定河川洪水予報）	インターネット、携帯サイト、 四日市市からのFAX
地上の状況	テレビ、ラジオ、地上カメラ、目視確認

<インターネットHP>

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

防災みえ.jp <http://www.bosaimie.jp/index.action>

防災気象情報 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>

(2) 情報の伝達体制

収集した情報から浸水の危険性を感じた時や浸水の予測、避難情報等を入手したときには、資料1により、速やかに情報の伝達を行う。

(警戒活動)

2-4 地下空間への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、次のとおり、状況に応じ、段階的に警戒活動を実施する。

(1) 注意体制

入手情報（発生事象）等	編成	対 応 内 容
浸水の危険が予想されたとき	水害対策本部長	・要員への待機指示
	水害対策副本部長	・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・気象、河川情報の収集
	警戒活動班	・水防用資機材の点検

(2) 警戒体制

入手情報（発生事象）等	編成	対 応 内 容
記録的短時間大雨情報の発表 指定河川洪水予報の発表 道路の浸水	水害対策本部長 水害対策副本部長	・ 要員の召集指示 ・ 警戒活動の検討 ・ その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・ 気象・河川情報の収集 ・ 関係機関への情報伝達
	警戒活動班	・ 水防用資機材の準備 ・ 被害予想箇所の巡回調査
	避難誘導班	・ 避難経路の点検・確認 ・ 避難誘導用機材の点検 ・ 利用者の状況把握

(3) 非常体制

入手情報（発生事象）等	編成	対 応 内 容
道路浸水の拡大 堤防決壊情報の入手 避難勧告（指示）の発令	水害対策本部長 水害対策副本部長	・ 利用者の避難誘導の指示 ・ 営業停止の判断、指示 ・ その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・ 館内放送による情報伝達 ・ 関係機関への情報伝達
	警戒活動班	・ 施設への浸水および漏水防止措置 ・ 被害箇所の応急措置 ・ その他、水防活動の実施
	避難誘導班	・ 利用者の避難誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 残留者の確認

3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

（避難誘導の時期）

3-1 避難誘導は次の事項を判断基準として開始する。

- (1) 四日市市長から「避難勧告」「避難指示」が発令された時
- (2) 局所的豪雨や河川はん濫により、地上部の道路が冠水する等、地下浸水の危険が迫った時

（避難経路）

3-2 地上に避難するまでの避難経路については、資料2のとおり各出入口の利用者の目に付きやすい場所に歩行者用の出入口マップを標示する。

(避難誘導時の留意点)

3-3 避難誘導時の留意点を次のとおり定める。

(1) 避難誘導の留意事項

- ア 施設の利用者、関係者等を避難誘導員が地上へ誘導する。
- イ 避難誘導にあたっては、エレベーター等の昇降機は原則的に使用させない。
- ウ 避難方向や浸水の状況を知らせ、混乱の防止に留意する。

(2) 避難誘導員の留意事項

- ア 携帯用拡声器、懐中電灯等の必要資機材を携行し避難誘導にあたる。
- イ エレベーター等の昇降設備の前、階段等に配置し、避難者を安全な地点に誘導する。
- ウ 高齢者や障がいのある方等を確認した場合は、施設管理者や利用者の協力を求め、避難の援護をする。
- エ 避難誘導員は最後尾となり、避難が完了したことを確認後退避する。なお、防水扉（防水板）がある場合は閉鎖する。
- オ 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。

(避難情報等の伝達)

3-4 周知すべき気象情報や避難勧告等の避難情報を入手した際には、館内放送を利用して、利用者に伝達する。

4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(情報伝達施設の整備)

4-1 利用者に対し、気象情報や避難情報についての情報を伝達するための放送設備を整備する。

(水防資機材の整備・点検)

4-2 地下空間への浸水被害を防止・軽減することを目的とした資機材を整備し、定期的に点検を実施する。また、保管場所や使用方法について水害対策本部の構成員に周知する。

資機材名	仕様	数量	保管場所	設置/更新
雨水ポンプ	250ℓ/分 200V	4	南側雨水槽内	H9年4月
雨水ポンプ	120ℓ/分 200V	11	北側・南側雨水槽内	H9年4月
汚水排水ポンプ	150ℓ/分 200V	2	西側受水槽内	H9年4月
土嚢	土入り	46	B1及びB2倉庫内	H26年7月
ブルーシート	5.5m×5.5m	2	B1及びB2倉庫内	II26年7月
懐中電灯		1	中央監視室内	
長靴	ゴム製	2	中央監視室内	

(浸水防止計画)

4-3 洪水が予想されるときは、下表及び資料3 浸水対策箇所のとおり、土嚢等を用いて浸水防止対策を行う。

浸水防止基準	設置箇所	浸水防止対策方法	備考
河川氾濫発生情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板稼働	
	出入口エレベーター(RF) (B1) (B2)	土嚢設置	
	出入口①～⑤	防水板設置	
河川氾濫警戒情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板準備 道路の状況の監視と、速やかな稼働の準備	
	出入口エレベーター(RF) (B1) (B2)	土嚢準備 道路の状況を監視と、速やかな設置の準備	
	出入口①～⑤	防水板準備 道路の状況を監視と、速やかな設置の準備	
大雨特別警報が発表された場合	河川氾濫発生情報と同様		
その他浸水が予想されるとき	河川氾濫警戒情報と同様		

5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

(防災教育に関する計画)

5-1 地下浸水時の被害を最小限にするため、水害対策本部の構成員に対し、防災意識の啓発・高揚を図るための防災教育を実施する。

(防災教育の実施時期・実施内容等)

5-2 防災教育は、下表のとおり実施する。

対象者	目的	内容	実施月
新規係員	水害の理解	水害に関する事項の周知徹底	9 月
全施設係員	計画の共通認識	避難確保計画の内容の周知徹底	
全施設係員	計画の習熟	防災体制の周知徹底	
全施設係員	計画の習熟	浸水予防の周知徹底	

(防災訓練に関する計画)

- 5-3 地下浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を実施する。また、訓練を通して、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて、避難確保計画の是正等を行っていく。

(防災訓練の実施時期・実施内容等)

- 5-4 防災訓練は、下表のとおり実施する。

訓練の内容	具体的な訓練内容	実施月
動員訓練	緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練	9 月
浸水防止訓練	防水扉（防水板）等の設置、土嚢の配置訓練	
情報収集伝達訓練	情報の収集、伝達、場内放送等の訓練	
避難誘導訓練	避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練	

6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項

(計画の報告)

- 6-1 「避難確保計画」を作成した場合には、速やかに四日市市へ報告する。

(計画の公表)

- 6-2 作成した計画は、水害対策本部の構成員および利用者に向けて公表する。

公表方法	施設内の歩行者出入口近辺への掲示
------	------------------

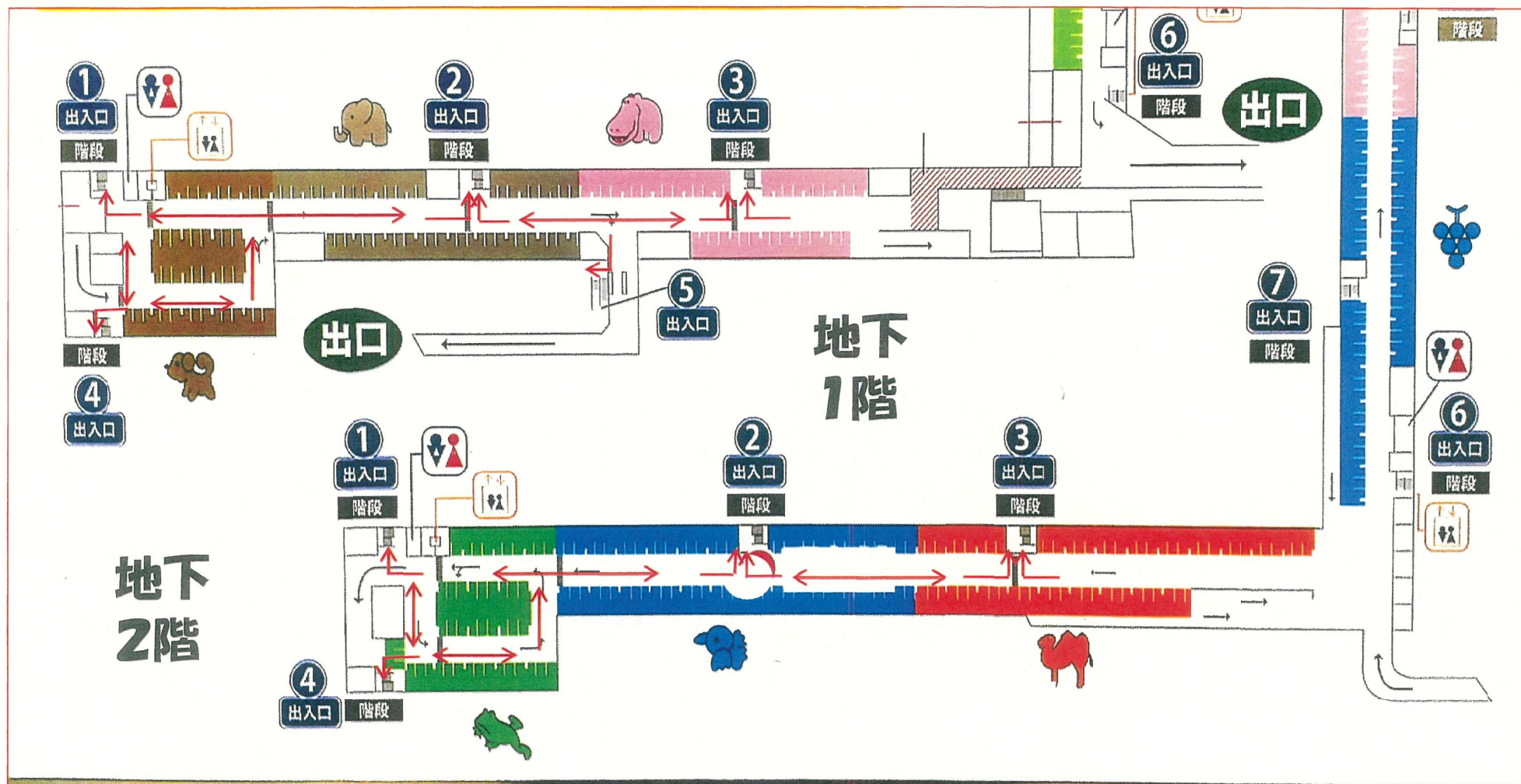
くすの木パーキング(中央通り側地下駐車場) 情報収集・伝達連絡網



くすの木パーキング（四日市中央通り地下駐車場）避難経路図

資料2

← 避難経路



くすの木パーキング（四日市中央通り地下駐車場）浸水対策箇所

資料3

